

発行日:令和4年10月4日
発行元:盛岡市市民部
市民協働推進課

協働によるまちづくり /公募型協働推進事業の活動事例集 (令和3年度ver)

地域力を盛岡のまちづくりにつなげよう!



目次

公募型協働推進事業の概要	1	盛岡市は、地域課題の解決や、まちの賑わいづくりに資する公益的な事業を募集する「公募型協働推進事業」を実施しています。
応募から採択までの流れ	3	令和3年度は、次の3事業について募集しました。
令和3年度採択事業一覧	4	
令和3年度活動事例 (協働事業) (施設等活用事業) (テーマ設定型事業)	5	① 協働事業 市が実施していない事業で、団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる公益的な事業。
公募型協働推進事業に関するよくある質問	8	② 施設等活用事業 指定のまちづくり拠点施設等の利用活性化や、施設等を中心としたまちの賑わいづくりを行う事業。
協働によるまちづくりの進め方	9	③ テーマ設定型事業 市が設定したテーマに基づいて、団体等と市が協働で実施する公益的な事業。



選考委員会（令和4年度開催）の様子

《応募資格者》

盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績がある市民活動団体等。
※個人での応募はできません。

補助最高額
50万円

《補助対象額》

補助額は、補助対象経費の4/5以内。
補助対象経費が10万円未満の事業については、補助対象経費の全額。補助対象経費が10万円以上12万5千円以下の事業については、10万円を補助します。

施設等活用事業

施設等活用事業の対象となる「まちづくり拠点施設等」は、盛岡市が平成24年から26年度にかけて市民協働推進事業（まちづくり施設整備事業）により整備された、次の6施設です。



三岳亭（旧藤原家町家
（三原家））

場所：鉾屋町9-35



莫蔭九・森九商店

場所：紺屋町1-31



旧盛中図書館及び鉾屋
町・大慈寺露地遊歩道

場所：鉾屋町9-35



太田民俗資料館

場所：中太田深持 9



鉾屋町旧消防番屋

場所：鉾屋町9-36



盛岡駅前
観光案内ビジョン

場所：盛岡駅前通1-48

テーマ設定型事業

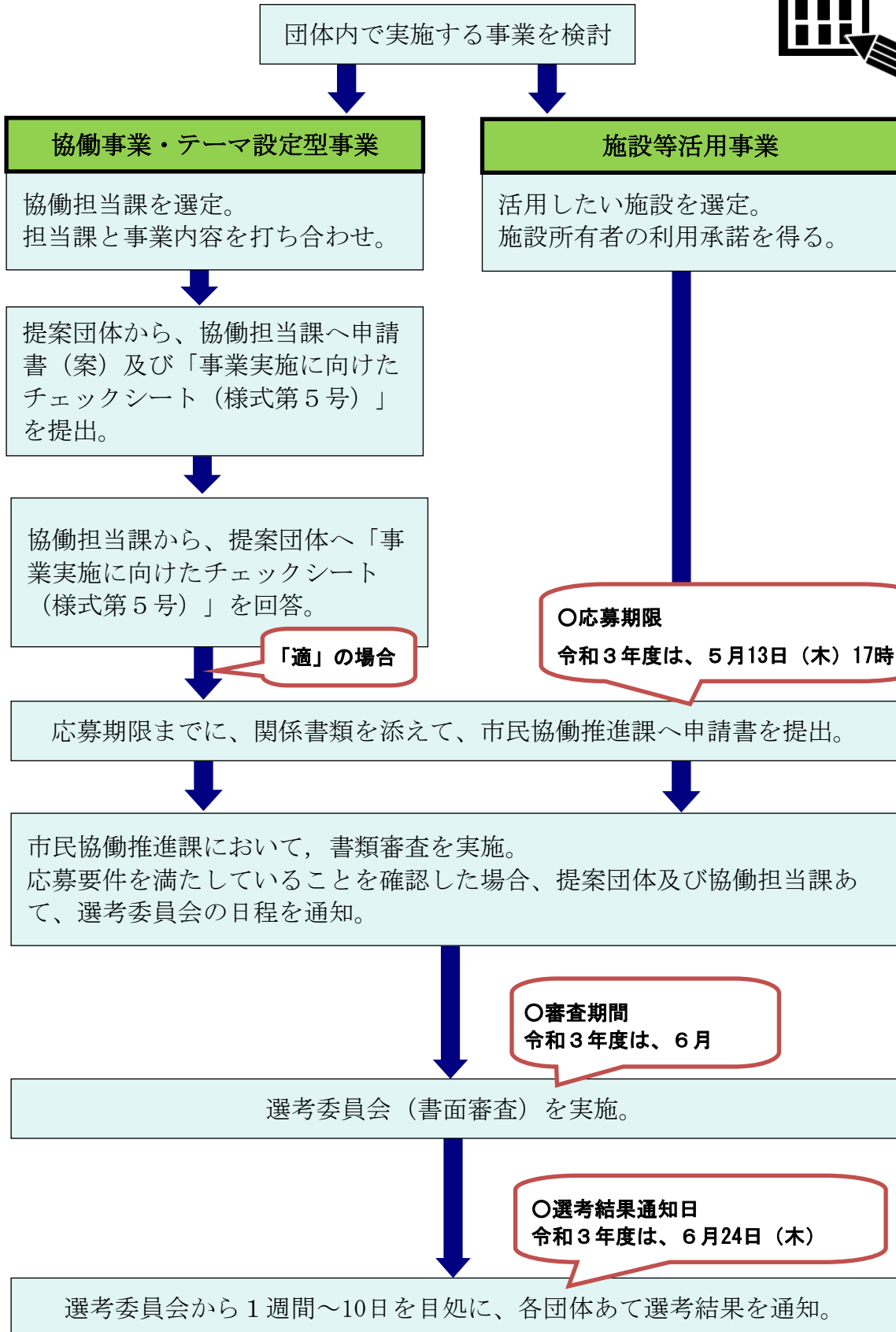
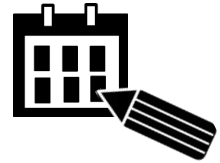
令和3年度に市がテーマを設定し、企画提案を募集した事業は次のとおりです。

※事業を募集するテーマ・担当課は毎年異なります。

テーマ		担当課
1	青年期・壮年期の働き盛り世代の運動習慣定着に向けた取り組み	健康増進課
2	NP0法人等による町内会・自治会等への課題解決アプローチ	市民協働推進課
3	性の多様性の理解促進のための取組	男女共同参画推進室
4	震災記憶の風化防止と防災意識の向上	危機管理防災課
5	みんなで地域の移動手段を考えましょう	交通政策課
6	JR山田線の利用促進	交通政策課
7	地域密着型の結婚支援	子ども青少年課

令和3年度公募型協働推進事業 ～応募から採択までの流れ～

令和3年度の事業は、概ね次のような流れで行われました。



令和3年度 採択事業一覧

協働事業

	事業名	団体名	協働担当課
1位	松園リボーン：住民意見集約事業	MATSUZONO Reborn プロジェクト研究会	都市計画課
2位	父と子の絆プロジェクト	(特非) いーはとーぶスポーツクラブ	男女共同参画推進室
3位	子どもたちに夢と感動を与え、生き方に学ぶ「アラスカフォトライブ」青少年健全育成事業	(特非) キツツキネットワーク岩手	学校教育課

施設等活用事業

	活用施設	事業名	団体名
1位	三岳亭（旧藤原家町屋（三原家））	相撲健康体操を通じ運動習慣の定着を図ることができ、健康寿命の延伸に資する創出事業	南部流角力節語り部協会
2位	三岳亭（旧藤原家町屋（三原家））	盛岡町家三岳亭×謎解きゲーム リアル&リモート公演『マチヤナヅHYBRID』プロジェクト事業	PLELL
3位	三岳亭（旧藤原家町屋（三原家））	素晴らしき音楽・ギターミニコンサートin町屋事業	(特非) プロ・ハンド岩手

テーマ設定型事業

	テーマ	担当課	事業名	団体名
1位	青年期・壮年期の働き盛り世代の運動習慣定着に向けた取り組み	健康増進課	ピラティス体験及び自主活動支援事業	(一社) 盛岡市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
2位	NPO法人等による町内会・自治会等への課題解決アプローチ	市民協働推進課	地縁団体課題解決への意識醸成サポート事業～「地縁組織」×「志縁組織」で地域を元気に～	(特非) いわてNPOフォーラム21
3位	性の多様性の理解促進のための取組	男女共同参画推進室	多様性社会事業	子育て支援プロジェクト カタリBar
4位	地域密着型の結婚支援	子ども青少年課	もりおか結婚支援ボランティア情報交換会・マッチングサポート事業	(一社) 日本結婚支援協会
5位	性の多様性の理解促進のための取組	男女共同参画推進室	性別や性的指向、性自認等についての冊子作成プロジェクト	Marble
6位	JR山田線の利用促進	交通政策課	山田線マンガ小冊子制作事業	いわてアートプロジェクト実行委員会

協働事業（令和3年度活動事例） 「父と子の絆プロジェクト」

事業の内容

親子の絆を深めるとともに、運動不足やストレスの解消を促し、鬱病や成人病等の予防に寄与することを目的として、普段なかなか体験できないスポーツ（ハンドボール）とシーズンスポーツ（デイキャンプ～川での自然体験）を働く父親と子どもがスポーツと一緒に体験する機会を創出しました。

○お父さんと一緒にデイキャンプ～川遊び～

- ・日時：令和3年8月7日（土）10：00～12：00
- ・参加者数：15組（大人15名、子ども15名）
- ・場所：中津川（富士見橋下）

○内容

親子で魚捕り、いかだで川下り、川で泳ぐ、スイカ割り、水難救助方法の指導等、本格的な自然体験を行いました。親子での活動のほか、同じ学校に通っている友達同士はもちろん、他校に通っている子ども同士の交流や、父親同士の交流も垣間見ることができました。



○お父さんと一緒にハンドボール体験

- ・日時：令和3年10月23日（土）9：30～11：30
- ・参加者数：22組（大人22名、子ども24名）
- ・場所：盛岡体育館

○内容

前半はウォーミングアップを行った後、しっぽ捕りゲームで俊敏性や全身持久力のトレーニングを行い、後半はボールを使用し、キャッチボールやゲームを行いました。親子での活動のほか、子ども同士での交流や父親同士の交流を意識して、小学生は小学生同士、父親は父親同士でゲームを行いました。

親子の絆を深めるために…

イベントに参加した親子を対象に実施したアンケートのうち、「今後も「身体を動かしたい」、「スポーツを通じて「親子の絆を深めたい」と思えるきっかけとなったか」という問いに対して、97%が「はい」と回答があったことから、非常に満足度の高い事業となり、働く父親と子どもがスポーツを通じて、親と子の絆を深めるきっかけとすることができました。

【実施主体】

（特非）イーはとーぶスポーツクラブ

【設立年月日】

平成24年3月

【代表者】

村井 文範

【主な活動実績】

- 各種スポーツ教室、イベントの実施
（盛岡市内小学校の学校開放を利用し、10種目の教室を定期的実施）
- 障がい者のスポーツ支援事業の実施
- 小学校体育授業、学年レク、子供会活動の支援
- 町内会・自治会、老人クラブのスポーツ支援事業
- 2016希望郷いわて国体デモンストラションスポーツ「スポーツ吹き矢」競技担当
- 2016希望郷いわて国体 希望郷いわて大会 実行委員として参画
- 東京オリンピック委員会、日本スポーツ振興センター、被災地支援NPO団体との連携・協働による被災地支援活動の実施

【協働担当課】 男女共同参画推進室

【令和3年度補助額】 100,000円



施設等活用事業（令和3年度活動事例）

「相撲健康体操を通じ運動習慣の定着を図ることができ、健康寿命の延伸に資する創出事業」

事業の内容

相撲健康体操を通じて、運動習慣の定着、健康寿命の延伸を目的として、全6回に渡って、講座を開催しました。

道具を使わず、年齢・性別問わずにできる健康相撲体操は、筋肉の緊張をほぐし血行をよくしたり、疲労回復、ストレス解消、基礎体力向上などに効果があるとされ、講座を通じて、年齢・性別を問わず習得可能な相撲健康体操を普及・啓発することができました。



○相撲健康体操講座

参加者：各10名程度
日時：13時～14時半

令和3年	10月19日（火）	令和4年	1月18日（火）
	11月16日（火）		2月15日（火）
	12月21日（火）		3月15日（火）

運動習慣の定着に向けて…

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、参加者の集まりが心配だったものの、高齢者を中心に多くの方が参加。負荷のかからない安心した体勢でできるため、楽しんで様子が見え、参加者の多くが次回も参加したいと述べるなど運動習慣の定着の一助となりました。

また、「健康相撲体操」公開講座の開催を通じて、当該事業の趣旨である施設の認知度の向上と魅力の発信に寄与し、利用活性化の一助とすることができました。



【実施主体】

南部流角力節語り部協会

【設立年月日】

平成31年4月

【代表者】

高橋 多美雄

【主な活動実績】

- 赤い羽根3.11いわて沿岸地域応援募金ドネーションパーティーでの相撲甚句披露
- 第54回盛岡市社会福祉協議会ボランティア活動団体表彰式 南部相撲甚句感謝状授賞
- 岩手県立図書館講演「相撲起源と甚句誕生」講師
- 河北TBCカルチャーセンター「相撲甚句教室」講師

【令和3年度補助額】

480,000円

活用施設 三崑亭

（旧藤原家町家（三原家））

- ・施設の所在地
盛岡市鉈屋町9-35
- ・旧藤原家町家(三原家)修理活用事業
歴史的建造物の旧藤原家(三原家)の保存と活用のため、内外装の全面修繕と構造補強、給排水、電気設備の更新を行い、催事や飲食、宿泊体験などが可能な施設として活用を図る。
- ・修理活用事業 実施期間
平成24年7月3日～平成25年6月14日



テーマ設定型事業（令和3年度活動事例） 「多様性社会事業」

事業の内容

SDGsのゴール目標の「誰も取り残さない」社会の実現を目指して、性的マイノリティや障がい者、外国人等の多様な方々とのコミュニケーションの機会として、オンラインを通じて、「多様性社会 de SDGs」を開催しました。

○多様性社会 de SDGs

日程	会場	参加者数
令和4年2月11日（金） 13：30～15：30	オンライン (zoom)	14名

○内容

- ・SDGs、D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)の説明。
- ・マイノリティ(少数派)のゲスト3名の自己紹介とゲストトーク「少数派は意識した体験」を共有。
- ・ゲストトークの内容を踏まえ、ゲストと参加者4人が1組になり、ブレイクアウトルームにて各ゲストとワークショップを開催。
- ・最後に、内容の感想とゲストの考える「多様性社会」を共有。

多様な人が暮らしやすい社会を目指して!

性的マイノリティや障がい者、外国人等の多様な方々とコミュニケーションをとりながら「多様な人が暮らしやすい社会」について考える機会の提供を通じて、SDGsや地方創生、多様性について理解促進を図ることができました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当初の集合型リアル開催から、オンライン開催に変更を余儀なくされたものの、開催目的である「多様性を体験する」から逸脱することなく、オンラインの特徴を生かして開催することができました。



【実施主体】

子育て支援プロジェクト カタリBar

【設立年月日】

平成28年12月

【代表者】

赤澤 徳俊

【主な活動実績】

令和2年度盛岡市市民協働推進テーマ設定型事業「働く父親の育児参画推進」において、以下の内容の活動を行いました。

○家族未来パスポートワークショップ①

- ・事業所の見学を通じて、働きやすい環境づくりの推進について学習。
- ・ワークショップの開催。

○パパ バーテンダーになる!!

- ・父親がパートナーに提供するオリジナルカクテルの作り方を学生から教わり、学生のリードで、家族に普段言えない感謝の気持ちや想いを述べる場の創出をしました。

【令和3年度補助額】

137,000円

【事業のテーマ】

性の多様性の理解促進のための取組
(協働担当課：男女共同参画推進室)

性別や性的指向、性自認等に関わらず、誰もが自分らしく能力を発揮できる社会の実現のためには、人々が男女共同参画の意義や重要性を理解するとともに、性の多様性への関心や理解を進め、一人一人の意識と行動の変革を促すことが必要です。

そこで、市民が性の多様性について関心と理解を深め、偏見や差別等を解消するために啓発が必要なことから、教材づくりや学びの機会（講座等）の提供に取り組むものです。

公募型協働推進事業に関する よくある質問



Q 1 「市民活動団体等」とはどのような団体のことですか？

A 1 市民協働推進事業補助金の対象となる「市民活動団体等」とは、営利活動又は宗教活動を目的としない団体のうち、市内に主たる事務所を有し、又は市内で活動実績がある団体を言います。

具体的には次のような団体が該当します。
特定非営利活動法人 / 法人格を取得していない市民活動団体 / 町内会・自治会 など

Q 2 採択された事業は、いつから実施できますか？

A 2 補助金の交付決定日以降となります。
交付決定より前に支出した経費は、補助対象となりませんのでご注意ください。
補助金の交付決定通知は、選考委員会開催後、1月以内を目処に送付します。

Q 3 補助対象となる経費はどのようなものですか？

A 3 提案する事業を実施するために、直接必要な経費です。

具体的には次のようなものが想定されます。
謝礼金 / 旅費 / 手数料 / 賃借料 / 印刷費 / 消耗品費 / 食糧費 など

団体の運営経費や、備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外です。

具体的には次のようなものが対象外経費として想定されます。
事務所の地代 / 家賃 / 光熱水費の支払い / 比較的長期間の使用又は保存に耐える物品 / 取得価額が3万円以上のもの

Q 4 定款、会則又はこれに代わるものはどのようなものを提出すれば良いですか？

A 4 任意様式で構いませんので、次の内容が分かるものを提出してください。

- ・NPO活動※を行う団体である
- ・市内に事務所があるまたは活動が市内で行われている
- ・会員の資格に関して、不当な条件を付していない
- ・代表者や運営方法が決まっている
- ・独立した組織による継続的活動を行っている（特定の事業を行うために単年度限りで設立された組織は補助対象外とします。）
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体ではない

※盛岡市は、「NPO活動」を次のように定義します（「NPO活動促進のための基本方針」参照）

- ①自発的・自主的に行う活動
- ②市を基盤とした活動
- ③非営利活動
- ④公益性を有する活動
- ⑤誰に対しても開かれている活動
- ⑥政治活動及び宗教活動を目的としない活動
- ⑦反社会的ではない活動

Q 5 選考委員会とは、どのようなものですか？

A 5 選考委員は4名。市民活動団体の役員、学識経験者、市職員等から構成されます。
選考委員会では、応募者および協働担当課が、提案する事業の概要や事業実施による効果などについて、プレゼンテーション（約10分）を行います。

選考委員会の日程や場所は、応募締め切り後1週間程度を目処に、申請団体及び協働担当課へお知らせします。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、プレゼンテーションは行わず、書面により選考しました。

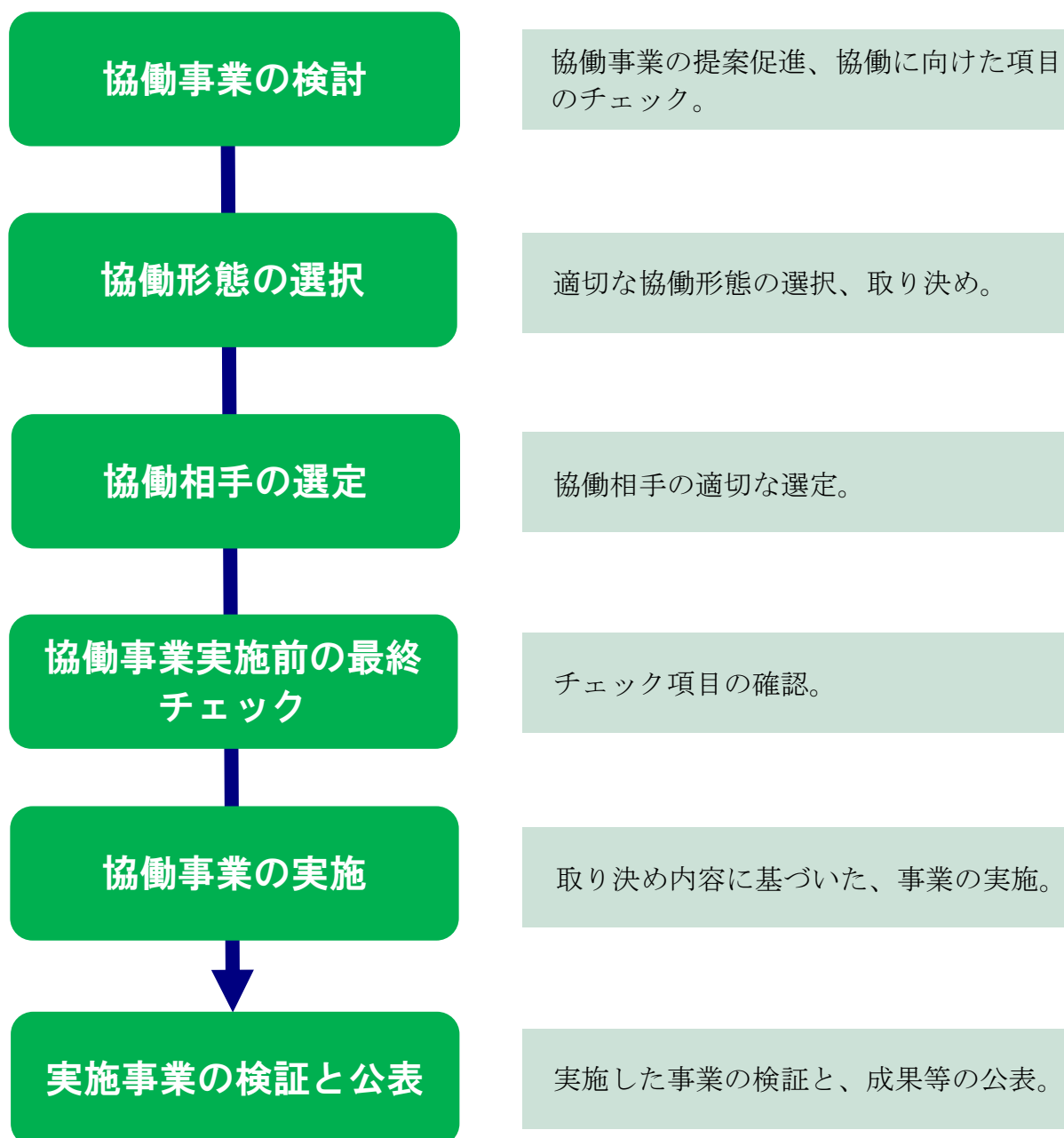
協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

盛岡市は、『盛岡市市民協働推進指針（平成26年3月策定）』において、「市民協働」を次のとおり定義しています。

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力しあうこと。

協働でまちづくりなどの事業を行う場合、次のようなプロセスで取り組むことが想定されます。盛岡市と協働事業を行う際の参考としてください。

協働事業の基本的なフローチャート



協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

盛岡市は、協働事業を行う際は、具体的に、次のような内容を確認します。
なお、確認内容は、事業の性質等により、異なる場合があります。

事業提案のポイント①

市民にとって有益な事業であっても、市の政策とマッチしない場合、協働事業の対象とならない場合があります。

市に提案を行う前に、市の計画などに目を通しておくが良いです。

協働事業の検討

- 盛岡市民のニーズが反映されていますか？**
市民ニーズの把握方法の妥当性について検証します。
- 協働による効果が期待できますか？**
市民サービスの向上（地域の実情に応じたきめ細やかな対応、専門的知識やノウハウの活用、現行制度では対応が難しい課題への対応など）、事業の効率化、雇用創出等の効果が期待できるか検討します。
- 市が実施すべき事業ですか？**
国や県、民間等で実施すべき事業でないかを確認します。
また、市の方針・計画に合致するか。今実施すべきものかを検証します。
- 公益的な事業ですか？**
得られる効果が、広く盛岡市民に還元されるものであるかを検証します。
- 予算の見積りは適正ですか？**
予算の見積もりが、得られる効果に対して過度に高い額であったり、実施するにあたり不十分な額ではないかを検証します。
- 将来的な事業効果が見込めますか？**
事業効果が一過性のものではなく、持続性を有しているか、事業終了後どのような効果が期待されるかを検証します。
- 事業実施に必要な資源を措置できますか？**
事業実施に必要な資源（人、予算、物など）を協力して準備できるか検証します。

協働形態の選択

- 情報提供・情報交換**
それぞれが持っている情報を提供・共有しあうこと。協働事業の提案を受けたりすることも、協働の一つと考えられます。
- 後援**
団体が主催する取組に対して、行政が「後援」という形で名を連ねたり、行政主体のイベント等に団体が名を連ねること。主に、金銭的支出を伴わない協働の形態。行政からの後援によって、団体の活動に対する社会的な理解や信頼が増したり、団体からの後援によって、地域社会との密着性や親しみが生まれることが期待されます。

協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

□ 共催

団体と行政が、ともに事業主体となって、共同で短期間の取り組みを行う形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。十分協議のうえ、対等な立場で役割分担を行い、責任の所在を明確にしておく必要があります。

□ 実行委員会等

団体と行政で構成された「実行委員会」や「協議会」が事業主体となって、取り組みを行う協働形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

□ 事業協力

団体と行政が、協定書などにに基づき目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などを決めて、一定期間継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態。

□ 委託

本来行政が責任を持って行うべき分野と考えられている領域において、団体の有する専門性、柔軟性、先駆性などの特性を活かし、より効果的に取り組みを進めるため、団体に業務を委託する協働形態。

□ 補助

要綱などに基づく補助金等の行政からの財政支援により、団体が公益的な事業を行う場合も、協働形態の一つと考えられます。先駆性や補完性など、行政が特定の団体に公金を支出するに足る合理性が求められます。

協働相手の選定

□ 事業の遂行能力

協働対象事業と類似する事業実務経験の有無（専門性、ノウハウの確認）

□ 団体運営の健全性

経理の適切性、収支の安定性（会費・寄附金などの収入に占める比率等）

□ 団体運営の透明性

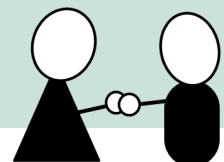
事業報告書、収支報告書などの積極的な公開

□ 会員数・事務局体制

幅広い会員による支援や事務局体制の整備

□ その他

宗教・政治活動・反社会勢力との関わり等の有無



協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

協働事業実施前の最終チェック

- **事業目的の共有**
お互いに事業目的合致しているか、目的の共有を再度行います。
- **役割分担の明確化**
双方の役割分担について、再度確認します。
- **責任分担の明確化**
双方の責任の所在について、再度確認します。
- **費用負担の明確化**
双方の費用負担について、再度確認します。
- **定期的な協議機会の確保**
事業実施前だけでなく、実施中においても定期的に協議する場を設け、適正な事業遂行が確保されるよう努めます。
- **協働関係の解消時期の明確化**
様々な主体と協働事業を行い、多様な公共サービスの提供や、サービスの質の向上を図る機会となる可能性があることから、特定の団体との協働を安易に継続することなく、協働関係の解消時期を明確にしておきます。

事業提案のポイント②

市と協働で事業を行う場合、市の役割として、事業周知の協力（公共施設等へのチラシ配架）や公共施設の使用料の免除などを担当することがあります。

市に提案を行う際は、期待する役割についてあらかじめ伝え、合意のもとで事業を開始するようにしましょう。

協働事業の実施

協働事業の実施に当たっては、事前に双方で取り決めた内容を遵守して進めます。
ただし、内容を変更することにより、事業の目的を効果的に達成できる可能性が高いと判断される場合は、双方十分な協議のうえ、所定のルールにしたがって変更手続きを行うこともあります。

実施事業の検証と公表

事業実施後は、実施事業のプロセス、効果課題等について検証し、報告書を作成します。
また、市は、行政の透明性の確保、事業成果の共有化及び普遍化のため、実施した事業の内容について、市民に対して公開します。



盛岡市市民協働推進課

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
電話: 019-626-7535(直通)
FAX: 019-622-6211(代表)
電子メール: kyodo@city.morioka.iwate.jp

ホームページも
ご覧ください
(広報ID 1022498)

